

小学校・中学校管理職のための 特別支援学級の教育課程編成

ガイドブック

－ 試案 －

***** 目次 *****

本ガイドブックの活用にあたって	1
これからの特別支援学級	2
§ 1 特別支援学級の教育課程	5
♦ 特別支援学級の教育課程の基本的な考え方	
♦ 特別なニーズのある児童生徒に対する教育課程の編成	
－ 「何」をすべきか・するか、を考える－	
・教育課程を編成する	
・特別の教育課程	
・知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における 各教科の内容に変更する場合	
・各教科等を合わせて指導を行う－指導の形態を工夫する－	
・編成の手順	
♦ 自立活動の指導	
§ 2 管理職の役割	21
♦ 学校全体で教育課程を編成する	
♦ 特別支援学級担任のよき理解者になる	
♦ 「説明責任（アカウンタビリティ）」と「合意形成」	
♦ 管理職が担う役割	
♦ 校長の「特別支援教育」一年間	
・年度始め	
・一学期／前期	
・9月以降	
・年度末に向けて	
・通年	

§ 3 特別支援学級の教育課程編成の実際31

- ◆ 校内全体で特別支援学級の指導をしている中学校
- ◆ 多様な実態に応じた時間割の例示を行っている C 市
- ◆ 時間割の工夫
- ◆ 専門性の向上に向けた地域での連携した取組
- ◆ 就学前の情報の共有

§ 4 特別支援学級の運営上、おさえておきたいことー資料編ー39

- ◆ 就学の在り方
- ◆ 「交流及び共同学習」
- ◆ 中学校における進路指導
- ◆ キャリア教育
- ◆ 教職員の専門性向上
- ◆ 保護者に対する理解・啓発のための取組

○管理職にしかできないこと44

- ◆ 学校行事での配慮ー学校全体で取り組む特別支援教育の推進
- ◆ 特別支援学級の教室配置を工夫する
- ◆ 特別支援学級の授業に参加／参観してみる
- ◆ 教育委員会の指導主事は、ここが気になる

○参考になる資料・サイト46

コラム

1	教育課程とは	7
2	「特別の教育課程」の法的根拠	11
3	特別支援学校の教育課程	13
4	知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科 一段階による内容構成	14
5	知的障害のある児童生徒の学習上の特性	15
6	特別支援学校（知的障害）の「生活」と、小学校の「生活」	16
7	実態把握は、以下の点において行われます	17
8	各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える	18
9	自立活動の目標	19
10	個別の教育支援計画と個別の指導計画	20
11	校長の責務	26

本ガイドブックの活用にあたって

■ ガイドブック作成の趣旨

共生社会の形成に向け、教育現場では、インクルーシブ教育システムの構築を推進することが求められています。インクルーシブ教育システムでは、すべての子どもができる限り同じ場で学ぶことを目指し、一人一人の子どもの特性を踏まえた十分な教育を提供することが前提となります。また、インクルーシブ教育システム構築には、特別支援教育を充実させることが重要です（中央教育審議会答申, 2012）。

これを踏まえると、小・中学校に設置されている特別支援学級は、インクルーシブ教育システム構築に当たり、重要な役割を担うと考えられます。なぜなら、特別支援学級の教育課程は、小学校・中学校の学習指導要領を原則としながら児童生徒の実態に基づいて編成するからです。

本書は、こうした特別支援学級の教育課程を編成する際の参考となることを願って作成しました。特に管理職、あるいは市町村の指導主事が、特別支援学級の教育課程の編成に関して指導・助言する際の参考とされることを念頭に置いています。

■ ガイドブックの役割と活用の仕方

現在、特別支援学級担当者の約半数は、特別支援学級の経験年数が5年以下です。初めて特別支援学級担当者になった先生方の中には、特別支援学級の教育課程の特徴等、状況を十分把握する機会がないまま、前年度の教育課程を引き継いで編成している場合が見受けられます。そこで、このような先生方に対して、管理職が特別支援学級の特徴を説明し、特別支援学級担当者を応援する資料として、このガイドブックを活用いただきたいと考えています。

■ ガイドブックの構成

このガイドブックは、特別支援学級の教育課程の編成に関する考え方を示し、それに関連する管理職の役割や編成の実際等について4つの項に分け、「§ 1 特別支援学級の教育課程」「§ 2 管理職の役割」「§ 3 特別支援学級の教育課程編成の実際」「§ 4 特別支援学級の運営上、おさえておきたいことー資料編ー」から構成しています。どのセクションから読んでいただいても結構です。また、随所にあるコラムでは、法的根拠や用語解説等を簡潔に示しました。巻末には、関連サイトを記載しています。

どうぞご活用ください。

これからの特別支援学級

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。これは、平成 26 年 1 月に、「障害者の権利に関する条約」を、我が国が批准し、それに向けた法整備が進められてきたからです。

教育では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会）において、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしています。

■ 共生社会とは

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことであり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいいます。

■ インクルーシブ教育システムとは

「障害者の権利に関する条約（第 24 条）」によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みをいいます。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。

インクルーシブ教育システムを構築していくには、校内の特別支援教育を推進することが重要です。そのために、学校全体の協力体制づくりを進め、すべての教師が障害について正しい理解と認識を深めることが必要です。小・中学校において、特別支援学級担当者は校内の特別支援教育を推進する上で、重要な担い手となることが期待されます。

「多様な学びの場」としての特別支援学級

児童生徒が学ぶ場としては、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、「多様な学びの場」が用意されています。インクルーシブ教育システム構築にあたっては、それらを連続性のある「多様な学びの場」とするとともに、環境整備の充実を図っていくことが必要です。なぜならば、児童生徒がどこで学んだとしても、その能力を最大限伸ばせるようにすることが大切だからです。

そのためには、校長のリーダーシップの下、校内の支援体制を確立し、学校全体で対応することも必要です。

例えば、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習について、校内でねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要となります。

また、特別支援学級の教育課程について、校内の学級の一つとして、通常の学級と同様に学校全体で編成していく必要があります。指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要があります。

学校運営において、特別支援学級の位置づけを明確にしていくことが大切です。





特別支援学級の教育課程

特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級で、児童生徒の障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われる必要があります。

つまり、対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。

そのため、特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、「特別の教育課程によることができる」（学校教育法施行規則第138条）と規定されています。特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、指導に当たっては、特別支援学級の担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要があります。

コラム1

教育課程とは

教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動※について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画です。※特別支援学校の場合

特別支援学級の教育課程の基本的な考え方

特別支援学級の教育課程は、小学校、中学校学習指導要領を原則としています。したがって、通常の学級と同じように、各校の学校教育目標を踏まえて編成します。

では、特別支援学級の教育課程の編成に際し、通常の学級と異なる点は、何でしょうか。それは、教育課程の編成の際に、児童生徒の実態や保護者の願いに基づき、目標やねらいを設定し、学習内容を考えることにあります。

つまり、児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、可能な限り自立し、社会参加するために、子どもの教育的ニーズに応え、自立活動等を取り入れた教育を行います。そこで、参考となるのが特別支援学校の教育課程です。

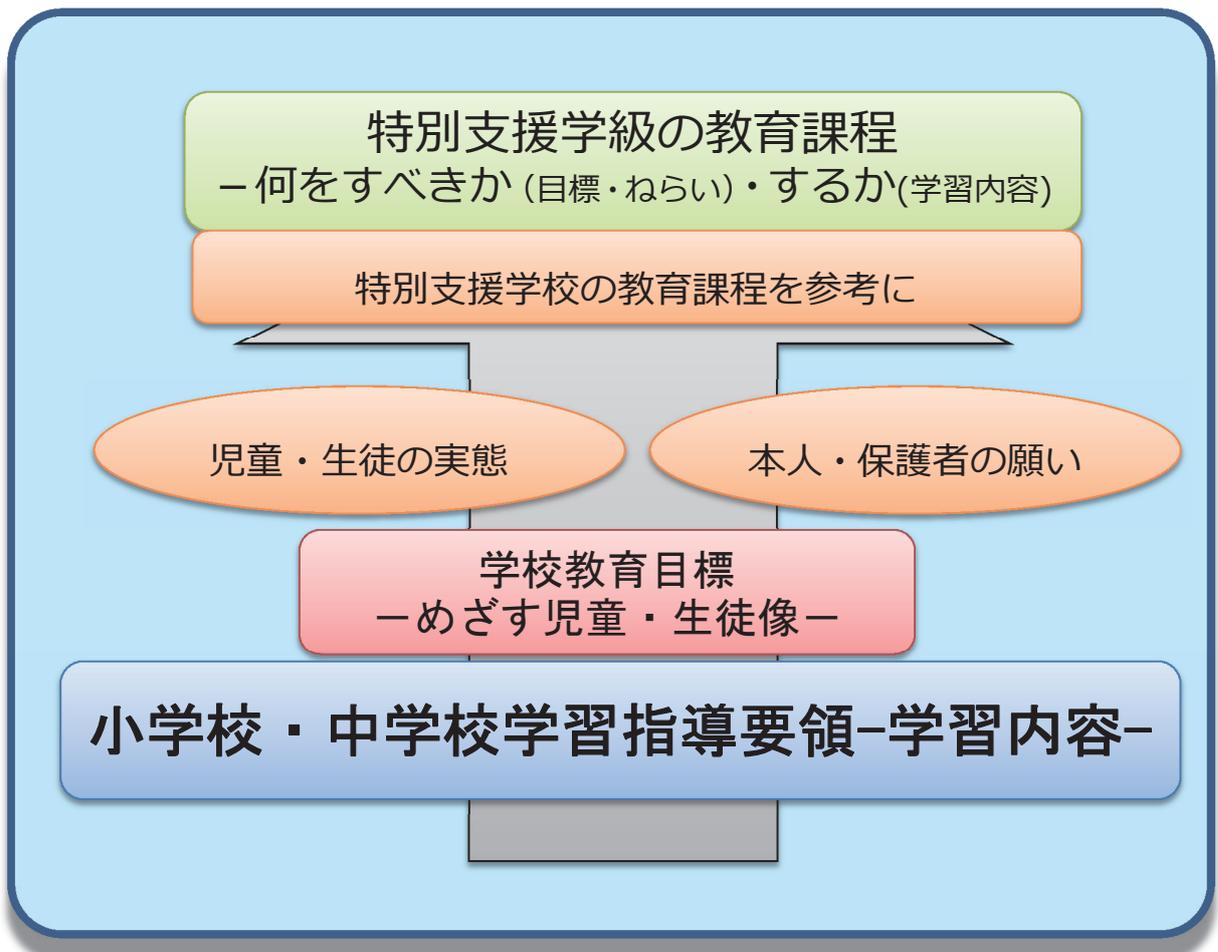


図 1-1 特別支援学級の教育課程編成の考え方 1

特別なニーズのある児童生徒に対する教育課程の編成 —「何」をすべきか・するか、を考える—

教育課程は、校長が責任者となって編成します（学習指導要領解説 総則編）。そして、学校組織における教育課程の編成作業は、全教職員の協力の下に行われる必要があります。

特別支援学級は、小学校又は中学校の学級の一つであるから、これを適切に運営していくためには、通常の学級と同様、すべての教師の理解と協力が必要です。

■ 教育課程を編成する

特別な教育的ニーズのある児童生徒の場合、まず、対象児童生徒が、通常の学級において実施可能な配慮や支援を行うことで、当該学年の内容を学習可能かどうか検討します。その際、特別支援学校学習指導要領に示されている特別の領域である自立活動の指導を参考にすることが望まれます。自立活動の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域です（19 ページで説明しています）。

通常の学級での学習が難しいと判断される場合は、特別支援学級における教育課程を検討します。

特別支援学級における教育課程を編成する場合、特別支援学級で実施可能な配慮や支援によって、対象児童生徒が当該学年の内容で学習が可能かどうかを検討します。その際にも、自立活動の指導を念頭に、内容を検討します。

当該学年の内容で学習が難しい場合は、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の内容に変更するなど、指導内容の変更を検討します。さらに、グループ別学習や個別学習といった学習形態の工夫や、各教科等を合わせて指導を行うなどの指導の形態の工夫を検討し、学校教育法に定める小学校の目的及び目標の達成を目指します（図1-2）。

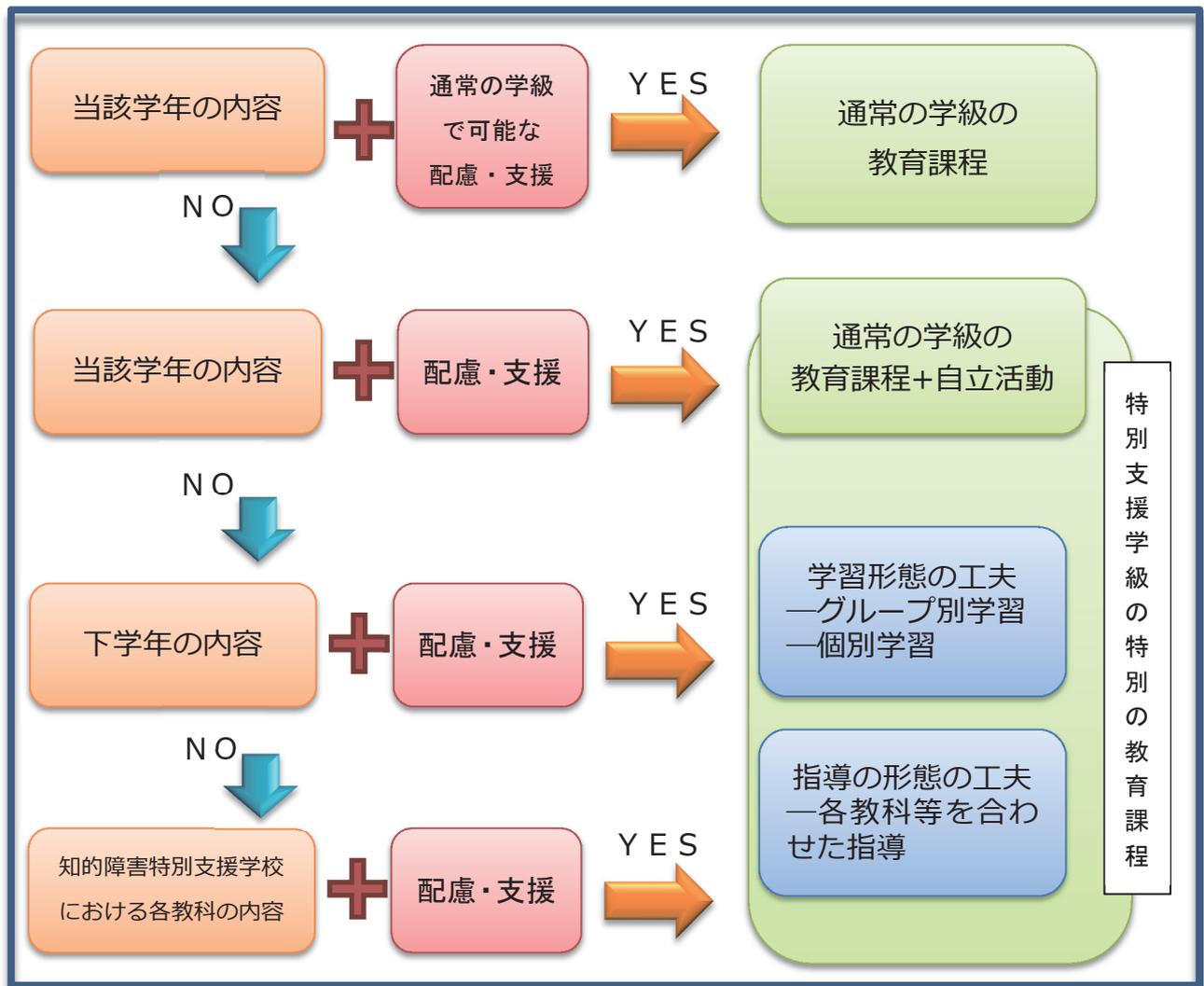


図 1-2 特別支援学級の教育課程編成の考え方 2

◇通級による指導◇

通級による指導は、障害の状態に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で行うことです。

通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができます。

◇教育課程を編成する際の資料◇

特別支援学級の教育課程を編成する際には、各教育委員会が示している手引き書等の他に、次の資料が参考になります。

- ・ 特別支援学校学習指導要領、同指導要領解説（総則等編）
- ・ 特別支援学校学習指導要領、同指導要領解説（自立活動編）

■ 特別の教育課程

特別支援学級は、障害のある子どもを対象としているので、通常の学級で行われる教育課程をそのまま適用できない場合があります。そこで、特別の教育課程を編成することができるようになっています。

特別の教育課程の編成では、次のことが可能となります。

各教科の内容

下学年の内容や特別支援学校（知的障害）の各教科の内容に替えることができます。

授業時数

各教科・領域等の授業時数は、弾力的な取り扱いができます。ただし、総授業時数は、小・中学校と同じです。

自立活動の指導

特別に設けられた領域（自立活動）の指導を取り入れます。「自立活動の指導」については、19 ページで説明しています。

各教科等を合わせた指導

領域・教科を合わせた指導ができます。14 ページ以降で、具体的な指導の形態について説明しています。

教科用図書

当該学年の教科書に代えて、他の適切な教科用図書を使用することができます。各地の教科書の展示会等を参考にして、児童生徒の実態に合った教科書を選定するようにします。

コラム2

「特別の教育課程」の法的根拠

「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」(学校教育法施行規則第138条)

特別の教育課程を編成する場合でも、「学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならない」ことや、「学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考」とすることが示されています。

また、特別の教育課程を編成する場合、検定教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することもできます。(学校教育法施行規則第139条)

知的障害のない子どもの場合

小・中学校の当該学年に準ずる教育課程を基本とします。また、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導として、「自立活動の指導」の領域を設定することができます。「自立活動の指導」の授業時間を特設して行う場合、他の教科・領域の時間数を調整することになります。

例えば、弱視特別支援学級に在籍している児童生徒は、拡大鏡等を使用しても通常の文字や図形等の視覚による認識が困難です。したがって、拡大文字教材やディスプレイに文字を大きく映す機器の活用や照明の調節など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境の工夫が必要となります。また、小・中学校の当該学年の教育課程を基本とすることから、通常の学級の教育課程との関連性をもつことが重要です。

また、難聴特別支援学級には、補聴器等を使用しても通常の話声が聞こえにくい児童生徒が在籍しています。したがって、児童生徒の障害の状態等に応じた、音声や文字等を適切に活用するなど、意思の相互伝達が活発に行われるような指導方法の工夫が求められます。また、小・中学校の当該学年の教育課程を基本とすることから、通常の学級の教育課程との関連性が必要です。

この他にも、自閉症・情緒障害特別支援学級や肢体不自由特別支援学級、病弱・身体虚弱特別支援学級の教育課程においても、通常の学級の教育課程との関連性を持つことが大切です。

このように、知的障害のない子どもの場合の教育課程では、通常の学級の教育課程を踏まえた教育課程を編成することにより、小・中学校の当該学年の指導内容を保障することが必要です。

具体的には、各教科等の内容やねらいによっては、学習の場を通常の学級に設定することで、効果的な学習活動が展開できるようにします。その際にも、子どもの障害特性に応じた配慮や指導の工夫を行うことが必要です。



知的障害のある子どもの場合

小・中学校の当該学年に準ずる教育課程を基本としますが、特別支援学校学習指導要領を参考にします。

■ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の内容に変更する場合

特別支援学校学習指導要領「知的障害者である児童生徒に対する教育」には、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視した、各教科等の目標と内容等が示されています。

例えば、特別支援学校（知的障害）小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の6教科で構成されており、それらを第1学年から第6学年を通して履修することし、それぞれの内容は、学年別に示さず、小学部は3段階で示されています。

中学部の各教科については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科に外国語科を加えることができ、それらを第1学年から第3学年を通じて履修することとしています。外国語科は、各学校の判断により必要に応じて設けることができる教科です。このほか、その他特に必要な教科を学校の判断により設けることができます。各教科の内容は、学年別に示さず、中学部は1段階で示されています。

このほか、道徳、特別活動及び自立活動によって編成することとし、内容等の取扱いに関する事項を定めています。

知的障害のある児童生徒が在籍している特別支援学級の場合は、これらの内容を参考に教育課程を編成します。

コラム3

特別支援学校の教育課程

特別支援学校では、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく生活上又は学習上の困難を改善・克服するために「自立活動」という特別の指導領域が設けられています。また、児童生徒の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

なお、知的障害者を教育する特別支援学校については、知的障害の特徴や学習上の特性などを踏まえた独自の教科及びその目標や内容が示されています。



■ 各教科等を合わせて指導を行う場合－指導の形態を工夫する－

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校では、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるために、各教科、道徳、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」といいます。）を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合があります。

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことです。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえ、特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきています。



コラム4

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科 －段階による内容構成－

各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階で示しています。これは、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからです。

各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発育、運動発達、生活経験、社会性、職業能力等の状態を考慮して目標や内容を定め、小学部1段階から高等部2段階へと6段階に積み上げています。

日常生活の指導

「児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するもの」です。日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容です。

遊びの指導

「遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくもの」です。遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われます。遊びの指導は、子どもの発達を促す重要な活動として考えられるので、小学校低学年から中学年の教育課程に位置付けて取り組まれることがあります。

具体的には、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むもの(自由遊び)から、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊び(設定遊び)まで、連続的に設定されます。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもあります。

コラム5

知的障害のある児童生徒の学習上の特性

学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが挙げられます。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的であるとされています。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定を始めとして、児童生徒へのかかわり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切です。

生活単元学習

「児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するもの」です。生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。単元を構成する際には、学習活動への意欲の高まりが、授業開始時及び単元開始時から展開、そして終末時に向かって高まっていくように、単元計画を立てることが大切です。

具体的には、実際の生活に合わせた内容を取り上げ、生活体験や経験を増やすように、日常生活のほか、季節や学校行事などを意識した取組が展開されます。学校行事に関連付けて実施する際には、学校行事を行う意義を明確にし、学校行事の目標を達成しつつ、生活単元学習における目標も達成できる単元構成や展開であることが大切です。

作業学習

「作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの」とされています。作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われます。特別支援学校（知的障害）の中学部や高等部で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。これらを参考に、例えば、技術・家庭科や美術科などの内容を取り入れながら、園芸栽培や紙工芸、木工芸といった作業活動を、生徒の実態に応じて作業工程を整理して展開することが考えられます。特に、中学校の場合は、生徒が働いている自己の将来像を、肯定的にイメージできるようにするなど、進路指導と関連付けて取り組むことが大切です。

コラム6

特別支援学校（知的障害）の「生活」と、小学校の「生活」

特別支援学校（知的障害）の小学部の「生活」は、小学校1・2年生の「生活」と同じ教科名ですが、内容は大きく異なります。特別支援学校（知的障害）の「生活」の具体的な内容は、「基本的な生活習慣」「健康・安全」「遊び」「交際」「役割」「手伝い・仕事」「きまり」「日課・予定」「金銭」「自然」「社会の仕組み」「公共の施設」の12の観点から構成されています。

■ 編成の手順

実態を把握する

特別支援学級は、障害のある子ども達を対象としていることから、柔軟な教育課程の編成ができます。そのために、子どもの実態を丁寧に把握します。個別の指導計画の実態の欄に記載される内容と重複するものが多くあるので、個別の指導計画を活用することも考えられます。

指導内容の選定と組織

● 子ども一人一人の教育目標を達成するためには、どのような指導内容が必要であるのかを明らかにします。

- ◆ 学年相当の学習が可能であると予想される教科と困難であると予想される教科は何か。
- ◆ 交流及び共同学習を行うことが可能または望ましいと予想される教科は何か。
- ◆ 下学年の指導内容の適用が望ましいとされる内容は何か。
- ◆ 着替え、食事、排泄等、身辺処理状況はどうか。

● 各教科等の指導内容を考えます。

- ◆ 各教科等の指導内容については、小学校・中学校学習指導要領及び各教科の解説、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び解説で示されています。

● 各教科間の指導内容相互の関連を図り、指導内容を明確にします。

● 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織します。

● 合科的・関連的な指導について配慮します。各教科等を合わせて行う指導（知的障害特別支援学級）が適切かどうか検討します。

さらに、学級の状況（在籍人数や在籍学年の幅）を考慮して、指導内容を組織します。

コラム7

実態把握は、以下の点において行われます

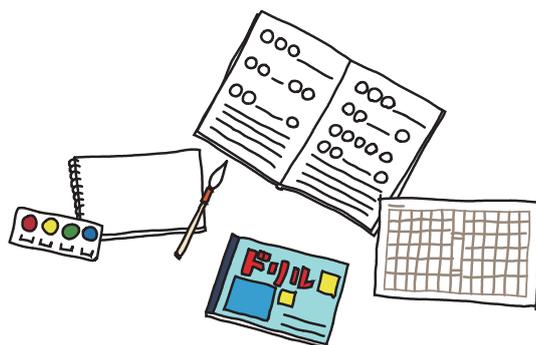
- ◆ 一人一人の障害の状態や程度、特性を十分に把握します。
 - ・ 障害の状態・発達や経験の程度・興味・関心・生活や学習環境など
- ◆ 学習状況を把握します。
- ◆ 身辺処理等の生活の様子やコミュニケーション能力、対人関係、運動能力等、実態を多面的に捉え、子どもの姿が明確になるように整理します。
- ◆ 保護者、養護教諭、交流学級の担任等から情報を集め、担任だけの限定された実態把握ではなく、よりの確な実態把握となるようにします。

授業時数の配当

- 総授業時数や各教科等の授業時数については、小学校又は中学校に準ずることになります。
- 子どもの実態を考慮して、子どもの負担過重にならないよう各教科等の授業時数を配当します。

時間割の作成

地域や学校、子どもの実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、時間割を弾力的に編成します。特別支援学級の同一学年の教育課程は一つですが、時間割は、それぞれの子どもに対して作成されます。



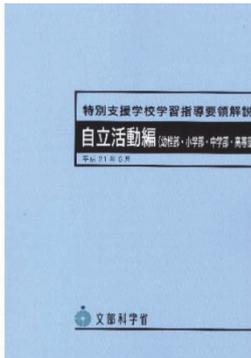
コラム8

各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える

特別支援学校小・中学部学習指導要領の第1章第2節第5の1において、児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、「(1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること、(2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること、(3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること」とされています。

「自立活動」の指導

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした、特別支援学校学習指導要領に示されている指導領域で、学校の教育活動全体を通じて行うものです。児童生徒の障害の状態や発達段階等によっては、必要に応じて特設の自立活動の時間を設けます（自立活動の時間における指導）。



指導の内容は、6区分26項目に分類・整理されています。これらを相互に関連付けて、各教科等と密接な関連を保ち、適切な指導計画のもとに行う必要があります。

特別支援学級に在籍する児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、自立活動の指導は重要となります。

なお、特設の自立活動の時間を設けない場合（時間割に自立活動の時間がない場合）でも、自立活動の指導は行う必要があることに留意します。

コラム9

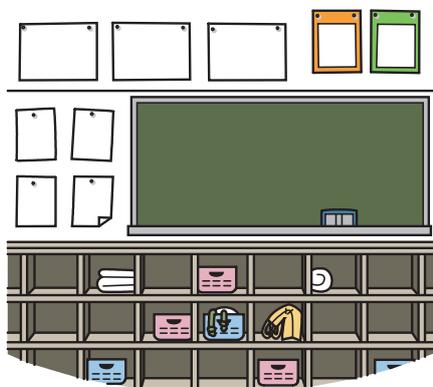
自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、第7章、p67）

例えば、自閉症・情緒障害特別支援学級では、社会性に対する指導を自立活動の時間において行う場合があります。また、自立活動は特設された時間のみでなく、各教科等の時間を通じて適切に行う必要があります。

障害のある児童生徒の教育は、自立活動の視点をもって考えることが不可欠です。

自立活動の時間に充てる授業時数は、「個々の児童生徒の障害の状態等に応じて適切に設定される必要がある」とされており、「一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができる」ようになっています。したがって、個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な指導実践が行われることが求められます。



コラム 10

個別の教育支援計画と個別の指導計画

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されます。その作成・活用においては、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されています。

「個別の指導計画」は、指導を行うためのきめ細かい計画であり、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。例えば、個別の指導計画は、単元や学期、学年等ごとに作成され、その内容に基づいた指導が行われます。

自立活動の内容 6区分26項目

1. 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 健康状態の維持・改善に関する事。
2. 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3. 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4. 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5. 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6. コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

◇個別の指導計画を作成する際の資料◇

個別の指導計画については、各教育委員会で様式や作成方法等を示している場合が多いです。

個別の指導計画を作成する際には、次の資料も参考になります。

・「資料5 個別の指導計画の様式例」(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1298214.htm

2

管理職の役割



管理職の役割

特別支援学級担任や関わる先生方が、特別支援学級に在籍する児童生徒の持てる力を高められるように実践するには、管理職のリーダーシップが不可欠です。

ここでは、特別支援学級の教育課程の編成や学級運営について、管理職が果たす役割について触れます。

学校全体で教育課程を編成する

小学校では、1学級の授業は学級担任が中心に担当しますが、学年が上がるにつれ、または教科の専門性から、学級担任以外の専科が担当することもあります。中学校では、主に教科担任制が取られ、より各教科の専門性が大事にされます。

特別支援学級での指導も、それぞれの教科の専門性が保障されることが重要です。特別支援学級も1学級として、学校全体で指導体制を組んでいくことが望まれます。とりわけ、中学校段階では、教科担任による授業は、生徒にとっては教科の専門性が保障され、特別支援学級担任が通常の学級の授業で専門性を活かすなど、それぞれの先生方が力を発揮することができます。

また、特別支援学級の授業が適切に展開されるためには、体育館や音楽室、家庭科室など特別教室の使用についても、学校全体で使用計画を組むことが大切です。

したがって、管理職は、学校におけるすべての教育活動を組織的・計画的に取り組めるように校内体制を整えていくことが必要です。

特別支援学級担任のよき理解者になる

学校を取り巻く様々な環境や、特別支援学級設置の経緯や背景にもよりますが、通常の学級の担任は、特別支援学級で、どのような教育活動が行われているのか十分な情報を得ていない場合もあります。校内での特別支援学級の理解・啓発をすすめる上で、管理職の与える影響はとても大きいものです。学校行事など、機会のあるごとに特別支援学級の話を取り上げたり、管理職が教室に出向いたりするなど、積極的に関わることが、特別支援学級の担任にとって心強い支えとなります。

また、特別支援学級の担任は、その教育課程の独自性から、通常の学級の担任に比べて、教育課程の編成や学級経営などについて相談したり、指導上の悩みを共有できたりする相手が校内に少ないことも考えられます。管理職が話を聞いてくれる環境は、特別支援学級の担任にとって大きな支えとなります。

「説明責任（アカウンタビリティ）」と「合意形成」

特別支援学級では、少人数で学習したり、各教科等を合わせた指導の形態があったり、交流及び共同学習として通常の学級に行ったりするなど、通常の学級とは異なった学習形態を取っています。「うちの子に、なぜその授業が必要なのか」と保護者に尋ねられた時、学校は、児童生徒の実態に応じた、目的のある学習内容であることを説明することが求められます。

特別支援学級の担任が保護者に対して説明するとしても、管理職はその内容を把握しておく必要があります。そのためにも、教育課程を編成する時には、特別支援学級の担任等と一緒に考えたり、話し合ったりすることが大切です。



管理職が担う役割

特別支援学級や通級指導教室、特別支援学校での指導経験がある管理職は、特別支援学級の担任の相談に乗ったり、教育課程の編成に関して助言をしたりすることは、容易かもしれません。しかし、そのような経験のない管理職は、どうしたらよいのでしょうか。

管理職が、特別支援学級の担任に助言できるだけの専門知識をもつことが望まれますが、校内の教職員の関係性を円滑にしたり、保護者や校外の専門機関との連携を推進したりすることで特別支援学級の担任を支援することも可能です。

特別支援教育のベテランが特別支援学級の担任である場合もあります。そのような、専門的なアドバイスが必要でないと思える場合でも、管理職として、彼らの話に耳を傾け、ともに特別支援学級の教育課程について考えるという姿勢が、担任にとっては支えとなるのです。

コラム11

校長の責務

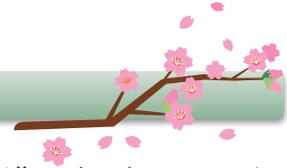
文部科学省初等中等教育局長から発出された「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日）では、校長の責務として「校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。」と記されています。

この中で、次に述べる体制の整備等とは、①特別支援教育に関する校内委員会の設置、②実態把握、③特別支援教育コーディネーターの指名、④関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用、⑤「個別の指導計画」の作成、⑥教員の専門性の向上を指しています。

校長の「特別支援教育」一年間

特別支援学級に関して、1年間を通して、管理職として配慮すべき事項を整理します。特別支援学級の教育活動について、管理職が指導・助言を行っていくことは、特別支援学級担当者を支援するだけでなく、校内の特別支援教育を推進することにもつながります。

年度始め



新年度の始まりには、学校としてどのように特別支援教育の推進に取り組んでいくのか、特別支援教育推進計画などをもとに、全職員で重点課題や具体的取組について共通理解がもてるようにすることが重要となります。

特に、管理職として新たに着任した場合、特別支援教育推進計画や特別支援学級の学級経営案を参考に、これまでの取組状況を把握し、課題を確認することが大切です。

教育目標と指導の重点の確認

学校の教育目標をもとに、各学級の目標が、児童生徒の実態を考慮して設定されているかを確認します。そして、その目標の実現のための取組の重点課題が明確になっているか、具体的取組が示されているかを確認します。

特別支援学級の保護者は、障害理解や家庭での養育に困惑を感じている場合があります。学校の教育目標には保護者の願いも含まれていることを理解し、保護者への対応ができるようにします。

特別支援学級の経営案では

特別支援学級に在籍する児童生徒の「個別の指導計画」などをもとに、児童生徒の一人一人に応じた教育が計画され、かつ学級全体としての経営が可能かを把握します。

校内組織

特別支援学級担任は、校内の特別支援教育推進の中心となることがあります。その際、業務が過重とならないように、学校全体で取り組む姿勢を、管理職が示すことが重要です。また、特別支援学級担任がその専門性を生かせるよう、校内組織の構築を図ります。

年間指導計画の確認

特別支援学級の教育課程を確認します。その際、特別支援学級に在籍する児童生徒の実態にあった教育活動が、年間指導計画として具体化されているかを確認します。

学習評価（通知表）案の立案指示と確認

通知表は、児童生徒の学校での様子や課題を本人や保護者に伝えるためだけでなく、保護者に学校教育についての理解や協力を得ることを目的の一つとしています。特別支援学級でも同様に、課題や指導目標などを児童生徒や保護者に知らせるとともに、学期を振り返り、新たな目標に向かって頑張ろうという意欲を喚起させる記載を指示します。その際、抽象的な表現を極力避けることや、説明的ではなく簡潔な表現に努めることなど、保護者に伝わりやすい文章で記述することを伝えます。

また、個別の指導計画との関連を図り、個別の指導計画における定期的な評価を反映させるようにします。

夏季休業前の見直し・改善案（成果と反省）指示

学期末反省において、指導方針や指導法、指導内容について、指導記録を基に検討します。そして、1学期間の授業参観を通して、具体的な成果の要因や改善に向けた内容について伝えます。特に、以下の点について留意し、検討を求めます。

- ①指導目標の設定、指導時間をはじめとする教育課程の見直しをする必要はないか
- ②児童生徒の実態に即した指導内容・方法になっているか、児童生徒の成長に合わせて変更する内容・方法はないか
- ③保護者に対して、教師間で方針を共有し、共通の意識に立って対応していたか

長期休業中は、校外で事故やトラブルが発生しやすくなります。特別支援学級においては、担任が保護者との連絡を密にし、家庭での様子についても適宜、情報収集するよう指示します。管理職は、必要に応じて指導・助言を行います。





9月以降

9月以降（2学期／後期）の指導計画の確認

夏季休業の後は、児童生徒が学校生活に慣れてくることから、個別の指導計画の評価を踏まえ、9月以降の指導計画について、以下の点を確認します。

- ①指導目標を必要に応じて修正すること
- ②必要に応じて学級経営案の修正をすること
- ③進路相談の際の資料を準備（作成・確認）すること

教職員の異動調査のための情報収集

教員の異動について、特別支援学級においては、とりわけ担当者と子どもとの関係性が重要であることから、異動や配置替えについては慎重を要します。学校経営の視点から、副校長や教頭との綿密な打合せも必要です。

また、特別支援学級担任との面談に際しては、希望を真摯に聴取するとともに、特別支援教育や特別支援学級に対する課題意識を確認するようにします。このことは、次年度の学校経営（組織、指導法、保護者対応等）の課題を把握する上で重要です。

校内における次年度の就学相談

次年度に在籍する学級について、学校側の意見と保護者の意見とが一致しない場合は、保護者の特別支援学級に対する理解が十分でなかったり、我が子の障害に対する理解が十分でなかったりするなど、様々な状況が考えられます。

そこで、就学相談に際しては、保護者にわかりやすい説明（障害の状況は個々で異なることを伝える、抽象的なことは言わない、過度な期待を与える表現はしない、疑問点についてはいつでも何回でも相談を受ける等）をします。日頃から特別支援学級の授業を参観し、特別支援学級の様子を知っていると、より具体的な説明ができます。

冬季休業前の見直し、改善案作成の指示

保護者懇談や指導記録から、これまでの指導の見直しと次学期の具体的な指導内容を確認します。指導の見直しに際しては、次の点を指示します。

- ①各教科の指導はもとより、自立活動の指導内容について、個別の指導計画に基づく評価を行うこと
- ②①を踏まえ、指導内容・方法の改善案を作成すること



教職員の情報収集（次年度の校内人事に向けて）

年度末の人事異動や次年度の学級編制案が概ね明確になる時期には、校内の人事配置について、副校長や教頭等との話し合いを深め、校長の人事構想を共有するようにします。特別支援学級については、「子どもの教育的ニーズはどこにあるか」の視点から、必要な人事配置を考えます。

また、今後のインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という視点から、多くの教員が特別支援学級に在籍する児童生徒に関わることが大切だという管理職からのメッセージを発することも重要です。特に、「障害のある子どものために」という一方的な捉えではなく、「障害のある子どもも、そうでない子どもも」、「障害のある子どもには特別なことをするのはなく、必要な配慮や工夫をすること」という考えが重要であるということ、校内に徹底させたいものです。

次年度の教育課程の編成、教育課程の評価

教育課程の意義、教育課程の編成に関する法令の資料を作成し、全教職員に配付します。特に、特別支援学級の教育課程の編成について、全教職員に対して理解の徹底を図ることが重要です。また、教育課程の評価は、次年度の教育課程の編成に直結するものであることから、これまでの教育活動はもとより、本人・保護者の要望（願い）について、的確な情報に基づいて行うことを指導します。

次年度の指導体制

特別支援学級担当者から、指導体制について特別支援教育支援員（以下、支援員）について要望が出されることがあります。支援員の配置については、教育委員会の方針に委ねることになりますが、管理職は、特別な支援が必要な児童生徒への対応について、学校経営上の課題として、随時、その状況の評価し改善するような取組が大切です。

新年度の計画作成の指示、校内人事（学級担任等）確定へ

12月ごろからの教育課程の見直し（反省、成果と課題の共有）を受けて、新年度計画を作成します。人事異動のため、4月からの指導体制について十分なイメージの共有が出来ない状況ですが、学級の児童生徒の情報の整理に努めるように指示します。

特別支援学級においても、校内人事については、保護者の関心が高いものです。このため、特別支援学級の担任には、特別支援教育の専門性等を考慮した配置をすることが重要です。

また、年度末の異動に際し、学級担任など担当者が変わる場合は、児童生徒に関わる課題や保護者との連携に関する情報など、重要な申し送り事項が確実に引継がれるよう

に留意します。特に、管理職や担当の責任者等が異動する場合、学校間や関係機関等との連携においては、特段の注意を払い、丁寧に行うようにしたいものです。

通年

授業参観

授業参観は1年間を通して行います。特に、教室環境、担任の言語表現（子どもに合っているか）、担任等と子どもとの関係性について、注視します。

また、学習進度や指導の形態が子どもに合っているかについて、授業の参観後に担任と話し合い、指導の見直し・評価の機会とします。

教室環境の整備状況や、担任の言葉がけについては、子どもの発達段階に応じているかどうかを確認します。また、支援員の活用についても情報収集し、適切な支援体制と支援員の活用が行われているかを検討します。

保護者との懇談・合意形成

授業や指導に関して、保護者との意見交換を積極的行います。特に、指導方針や具体的目標については、保護者と学校とが共通理解を図り、合意形成を図ることが重要です。管理職は、特別支援学級の担任が保護者から得た情報を把握し、必要に応じて、合意形成のための対応をします。



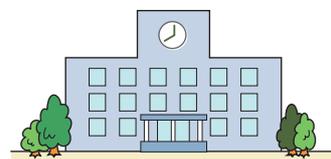
学校行事について

学校行事は、普段の学校生活とは異なる場面であることから、日頃とは異なる子どもの姿が見られることがあります。学校行事での様子を把握し、日頃の指導にも生かしていくように伝えます。

また、学校行事への保護者の参加を促し、学校・学級との連携をさらに深めるようにします。学校行事は、保護者の特別支援教育や特別支援学級への理解を促す良い機会となります。

関係機関との連携

特別支援学級に在籍している児童生徒の実態は、多種多様です。いくらベテランの担任であってもその専門性には、限界があります。特別支援学校のセンター的機能の活用や医療・療育機関等からの専門家の招聘等を行い、特別支援学級の教育の質の向上を図ります。





特別支援学級の教育課程編成の実際

特別支援学級の教育課程編成の実際

特別支援学級は、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程も編成できるようになっています（学校教育法施行規則第 138 条）。ここでは、その具体的な取組について紹介します。

校内全体で特別支援学級の指導をしている中学校

A 中学校では、特別支援学級が 2 学級（知的障害、自閉症・情緒障害）設置されています。特別支援学級担任は、通常の学級の担任と同様に、自分の専門教科の指導を各学級で行い、担任している特別支援学級の授業は、特別の教育課程として設定している自立活動や職業・家庭の時間等を担当しています。特別支援学級担任は、二人とも、学年の副主任も務めています。このような校内体制のため、多くの教員は特別支援学級の教科別の指導を行っており、各学年の教員は、特別支援学級に在籍している生徒の様子をよく理解しています。

A 中学校の知的障害特別支援学級の在籍生徒の時間割は表 3-1 のようになっています。表中、特別支援学級担任が受け持っている時間を黄色にしました。

表 3-1 時間割

	月	火	水	木	金
1	数学	英語	技術	社会	社会
2	数学	音楽	体育	数学	英語
3	生単	体育	国語	英語	総合
4	国語	生単	英語	道徳	総合
5	理科	美術	国語	社会	家庭
6	英語	学級活動	自立活動	英語	生単

略語 生単：生活単元学習

例えば、月曜日の 1 校時の数学は、特別支援学級担任が指導しますが、2 校時目と木曜日の 2 校時目の数学は専科の教員が指導します。また、特別支援学級担任は、音楽の専門ですが、特別支援学級の音楽の時間は専科の別の教員が指導して、特別支援学級担任は通常の学級の音楽を指導しています。表 3-1 に示すように、特別支援学級のすべての教科をその専門教科担当が指導しているわけではありませんが、A 中学校では、特別支援学級も他のクラスと同様に一つのクラスとして位置づけ、教務主任が教員の授業の配当を行っています。

このような校内体制であると、特別支援学級の生徒を全教職員が理解し、例えば学校行事の際の参加方法を全員で検討することができるようになります。このような校内組織が確立されていると、特別支援学級担任が校内で孤立することがなくなると思われます。

B 中学校の肢体不自由特別支援学級の教育課程の編成例を表 3-2 に示しました。生徒は、上肢、下肢にやや不自由があるため、筆記や作業の多い教科は特別支援学級で指導を受けています。国語の免許をもつ特別支援学級担任は、特別支援学級で国語と領域別の指導を行っています。生徒の実態と生徒にとって集団学習の方が効果的である教科を考慮し、理科、音楽、保健体育の時間は、特別支援学級担任が引率して交流及び共同学習を行っています。特別支援学級の担任以外が指導をしている社会、数学、美術、技術・家庭、外国語は、教科担当の教員が特別支援学級で指導しています。

表 3-2 特別支援学級の教育課程編成例

指導形態		教科別の指導								領域別の指導			総合的な学習の時間	各教科等を合わせた指導				週当たり時数		
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	特別活動		自立活動	日常生活の指導	遊びの指導	学習	生活単元	作業学習	合計
特別支援学級	担任が指導	3								1	1	3						8	20	26
	担任以外が指導		3	3			1		2	3								12		
交流及び共同学習	引率あり				3	1		2										6	2	28
	引率なし												2					2		

このように、学校全体で特別支援学級の指導に当たると、例えば、特別支援学級の担任が出張等で学校を離れたりするときにも校内体制が取りやすいだけでなく、子どもたちの関わる大人が増えることで、彼らの活動範囲を拡大したり、経験を豊かにしたりすることにつながります。



多様な実態に応じた時間割の例示を行っているC市

特別支援学級に在籍している児童生徒の実態は多種多様です。教育課程を編成する際には、在籍する児童生徒の障害の状態や特性、発達段階や能力等を十分に把握し、教育内容に即して、指導の形態ごとのおおよその配当時間を決めて授業時数等を決めていきます。しかし、初めて特別支援学級担当者となる先生方にとっては、このような作業はとても難しいものです。そこで、C市教育委員会では、実際に市内で行われている特別支援学級の時間割を収集し、新任の特別支援学級担当者の研修会等で紹介しています。特別支援学級の学級経営については、「複数の担当で役割分担（特別支援学級での指導中心、交流学級での指導中心）を行う」「学級種を超えて学年ごとに役割を分担する」「特別支援学級での指導は実態に応じてグループ分けをして行う」などの工夫を例示しています。以下では、C市で紹介している時間割を参考にして整理した表（表3-3）を示すと共に、C市での時間割の一部を紹介します。

表 3-3 特別支援学級の教育課程例

校種	学級種	中心となる場		特 徴	備考
		特別支援学級	交流学級		
小学校	知的	◎		生単を4時間目、日生を5時間目の帯で設定、全て特学	*1
		○	○	日生・生単を中心とし、国語・算数は特学、体育・図工・総合は交流	
	自・情	○	○	生単・自立・国語・算数・音楽は特学、生活・図工・体育は交流	注
		○	○	自立・音楽・図工・体育は特学、国語・算数・理科・社会は交流	*2
			◎	自立(週1時間)のみ特学	
	難聴		◎	国語・自立のみ特学	
	弱視		◎	自立のみ特学	
病弱	◎		自立と全ての教科を特学		
肢体	◎		日生・生単・自立を中心に、全て特学	*3	
中学校	知的	○	○	日生・作業・教科学習は特学、音楽・体育・総合は交流	*4
		◎		日生・作業と全ての教科を特学	
	自・情	◎		自立と全ての教科を特学	*5
	難聴		◎	自立のみ特学	
弱視		◎	体育・自立のみ特学		

注：知的障害のある児童が在籍 *1～5は、右の時間割の*1～5に対応

略語
 知的：知的障害特別支援学級
 自・情：自閉症・情緒障害特別支援学級
 病弱：病弱・身体虚弱特別支援学級
 肢体：肢体不自由特別支援学級
 特学：特別支援学級
 交流：交流学級
 日生：日常生活の指導
 生単：生活単元学習
 作業：作業学習
 自立：自立活動

***1 小学1年生**

	月	火	水	木	金
1	体育	国語	体育	特活	道徳
2	自立	音楽	図工	国語	自立
3	国語	算数	国語	算数	算数
4	生単				
5	日生				
6	/				

***2 小学5年生**

	月	火	水	木	金
1	○算数	○国語	体育	体育	図工
2	○国語	○算数	音楽	○算数	○社会
3	○社会	○外国語	○理科	○国語	音楽
4	○理科	○道徳	○理科	○社会	家庭
5	○国語	体育	○算数	図工	自立
6		○委/ク	○総合	○学活	○総合

○：交流学級での学習

***3 小学2年生(重度重複)**

	月	火	水	木	金
1	日生				
2	自立				
3	生単				
4	/				
5	日生				
6		自立			

***4 中学2年生**

	月	火	水	木	金
1	体育	国語	国語	体育	○体育
2	国語	数学	数学	数学	国語
3	○音楽	作業	○体育	社会	学活
4	作業	○体育	作業	美術	英語
5	日生	日生	作業	日生	音楽
6		○総合	日生	○総合	日生

***5 中学3年生**

	月	火	水	木	金
1	英語	社会	英語	国語	理科
2	社会	国語	音楽	数学	英語
3	国語	理科	道徳	理科	体育
4	数学	体育	理科	体育	数学
5	学活	技家	社会	美術	総合
6		技家	数学	自立	国語

時間割の工夫

特別支援学級は、異学年の児童生徒が在籍していることが多くあります。そして、それぞれの学年に対応した教育課程の編成が求められます。そのため、特別支援学級担当

者は、教室で行う授業の時間割の組み立てに工夫が必要となり、それがとても複雑な作業になります。さらに、学年が同じでも児童生徒の実態が異なると指導内容は異なり、使用する教材等も異なります。

表3-4 時間割での工夫の例

小学1年生(2名)					
	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	生単・国語	生単・算数	生単算数	生単・国語	生単・算数
3	算数	○図工	国語・書写	生活・自立	国語
4	音楽・自立	○図工	自立	生活・自立	○体育
5	○生活	○体育	○体育	算数・学活	○音楽
6					

小学4年生(2名)					
	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	生活単元学習				
3	○体育	生単	算数	○図工	○体育
4	自立	算数	○体育	○図工	算数
5	算数	国語書写	音楽	算数	○総合
6	国語	算数	委/ク		○総合

○: 交流学級での学習

以上である児童(Jさん)の2名です。4年生は、中度の知的障害のある児童2名です。表3-4は、この4名の児童が在籍している特別支援学級の時間割です。

1・2校時は特別支援学級での指導が中心となり、3校時以降は交流及び共同学習の時間が多くなっています。1年生の時間割で2つの教科が記載されているのは、それぞれの児童の時間割です。例えば、月曜日の2校時は、1名は生活単元学習を4年生の児童と共に特別支援学級で学習し、もう1名の児童は交流先の学級で国語の授業を受けています。1年生の2名が特別支援学級で一緒に学習するのは、黄色の枠の時間です。同じ1年生でも、知的能力や特性が大きく異なるため、特別支援学級では二つの指導を並行して行います。木曜日の3・4校時は、知的障害の重いIさんには生活単元学習を行い、自閉症スペクトラムのあるJさんには、生活単元学習と同様の学習活動の中で、「人間関係の形成」と「心理的な安定」にねらいをおいて自立活動の時間として指導するなど、児童の実態に合わせた指導内容を工夫しています。

また、Jさんの金曜日の5校時の音楽の時間は、大きな集団での適応能力を高めるために、特別支援学級担任が交流学級で、自立活動の観点から支援に入っています。この時間は、Iさんは友達との関わりを増やすことを目的に交流および共同学習の時間が設定されています。表3-5は、IさんとJさんの授業時数を示したものです。

表 3-5 小学校第 1 学年の標準授業時数と特別支援学級の「特別の教育課程」の授業時数例
標準授業時数(小学校)

第1学年	国語	算数	生活	音楽	図画工作	体育	道徳	特別活動	週当たり 単位時間
	8	3.4	3	2	2	2.6	1	1	23

↓

	国語	算数	生活	音楽	図画工作	体育	道徳	特別活動	日常生活 の指導	自立活動	生活単元 学習	週当たり 単位時間
特別支援 学級	2	1	1	2	2	2	0	1	5	3	5	24
Iさんの 時数	2	2	3	2	2	2	0	0	5	1	5	24
Jさんの 時数	4	4	1	1	2	2	0	1	5	4	0	24

このように、児童の実態や組み合わせ、指導内容、指導時間等、様々なことを考えて調整しながら教育課程を編成したり指導したりしているため、時間割や授業構成が複雑になっています。一方で、異学年の児童が同じ学級に在籍しているという利点もあります。例えば、上級年の児童が下級生の手助けをする場面では、人の役に立っているという自己有能感を得ることや責任感をもつ機会になります。また、下級生にとっては、上級生の姿は身近なモデルとなります。このように、特別支援学級では、多様な障害のある児童や学年の異なる児童が在籍する状況を効果的な環境として活用するなど、指導の形態を工夫する視点も大切です。

専門性の向上に向けた地域での連携した取組

D市は、県の中心部から離れた山あいにあります。そのため県の中心部で行う研修会に参加するにはかなり時間がかかり、研修会の参加率が低いことが課題でした。そこでD市では、県境を越えて隣接する2市と連携し、共同で研修会を実施しています。行政区画が異なるため、特別支援学級の設置基準等が少しずつ異なっていますが、教育委員会同士で協議し、特別支援教育に関する研修会を共同で実施しています。講師の選定や対応を3市で順に行うことから、これまでより研修会の回数が増え、研修会の参加率も高くなるといった成果が出ています。教育課程の編成に直接関わるものではありませんが、このような研修の機会を拡大する取組が、特別支援学級の担任の資質向上につながっていくと考えられます。また、これはD市が2市と教育部門での連携だけでなく、観光や相互の情報発信等、他分野での協力を打ち出していたことから、共同開催に至りやすかったと考えられます。



E市では、年度初めに県立の特別支援学校の教員が特別支援学級を訪問し、学級に在籍している児童生徒の実態把握や個別の指導計画の立案に関する助言を行う機会を設けています。そ

して2学期に、複数回、一定期間をあけて特別支援学校の地域支援担当教員が特別支援学級を訪問して授業研究会を実施し、個別の指導計画に基づいた指導の展開について助言を行う機会を設定しています。このように、授業について特別支援学校の教員から直接助言をもらう機会があることは、特別支援学級担当者の資質向上につながっていると考えられます。

また、個別の指導計画の作成について助言を受けることで、個別の教育支援計画との関連を踏まえた個別の指導計画の作成の仕方についても学ぶことができ、特別支援学級担当者の資質向上につながっていくと考えられます。さらに、特別支援学級における教育課程の編成の考え方についても、特別支援学校の教員から学ぶことができます。

F市では、地域の国立大学と連携して、特別支援学校教諭免許状の取得率向上に取り組んでいます。具体的には、大学で実施される免許法認定講習に研修出張で参加しやすいように配慮されています。免許状を取得することで専門性の向上につなげることも大事ですが、教員の研修の機会が保障されていることが大切です。なかなか校外の研修会等に参加しにくい特別支援学級担当者が、他校や他地域の取組を知ったり、専門的知識を得たりする機会をもてるように、校内体制を工夫することも大切です。また、日ごろから、学校全体で特別支援学級の指導に当たっていることで、特別支援学級担当者が出張等で学校を離れる際にも校内で対応しやすくなると考えられます。

就学前の情報の共有

特別支援学級の教育課程は、児童生徒の実態に合わせて編成することになります。しかし、新入生の場合、児童生徒の実態を十分に把握することが難しく、入学当初から児童生徒に適した教育課程を編成することが難しい場合があります。

G市では、早期からの支援体制の中で、子どもの成長・発達の記録や日頃の様子などを綴っていくサポートファイルを作成しています。このファイルは、健診や相談、学校での記録など、そのまま綴じ込むことができるようになっており、子どもの成長・発達を総合的に見ることができます。また、進級・進学などで、子どもの生活の場が変わる際にサポートファイルを「連絡ノート」として使用しています。F市では、特別支援学級に入学する子どもの教育課程を編成する際の資料として、このファイルを活用しています。子どもの実態とこれまでの指導経過等が記載されているため、新入生の指導は、特別支援学校の教育課程で行うのがよいのか、自立活動を取り入れるだけでよいのか等を検討する際の資料となっています。

4

特別支援学級の運営上、おさえておきたいこと

－資料編－

就学の在り方

就学先を決めるにあたっては、平成 25 年 9 月の法改正により、子どもの障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から決めることになりました（学校教育法施行令一部改正）。就学先決定のプロセスとして、市町村教育委員会は、本人・保護者に対し十分な情報提供を行うとともに本人・保護者の意見を最大限に尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、最終的には市町村教育委員会が決定します（図 4-1）。

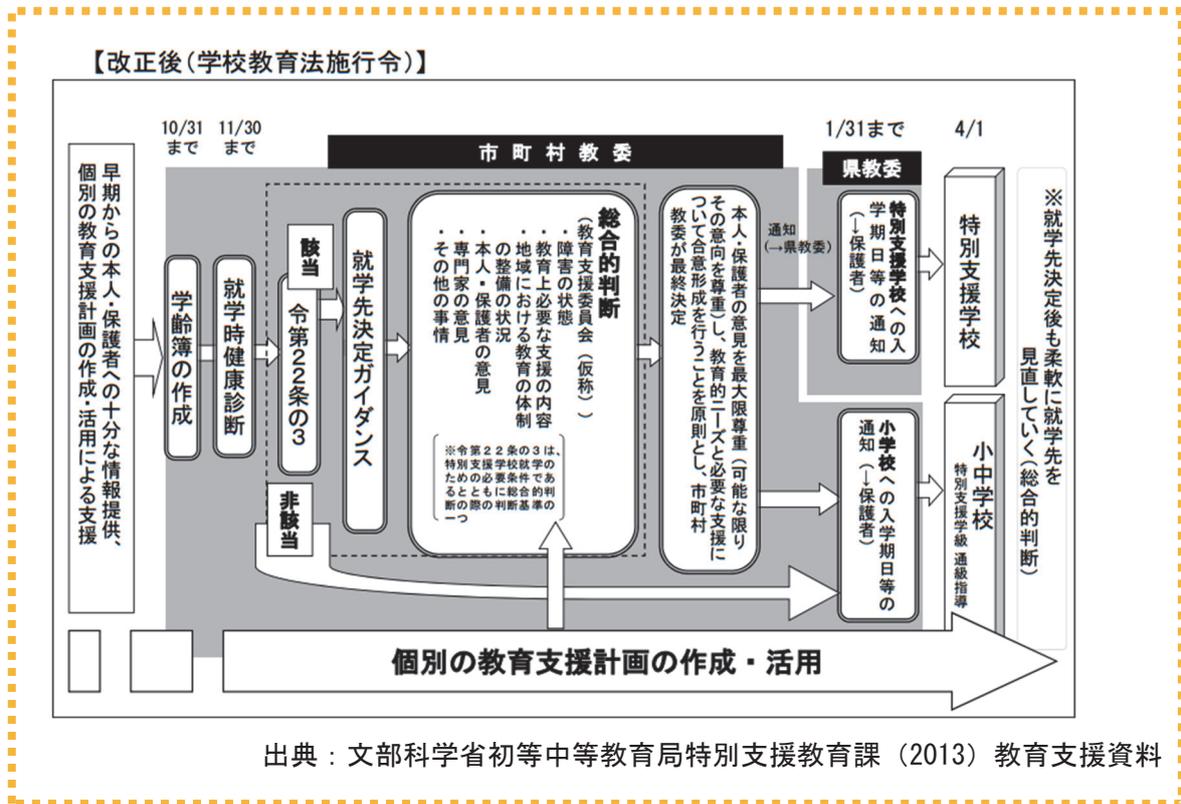


図 4-1 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

また、就学時に決定した学びの場は、児童生徒の発達や適応状況等を勘案しながら、柔軟に対応することとなりました。そのため、管理職は、校内委員会において、児童生徒の発達や適応状況等の把握や、保護者と子どもの状態の共有を継続的に行っていくことが必要になります。

「交流及び共同学習」

交流及び共同学習は、障害のある子どもと障害のない子どもが、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場となります。

特別支援学級の児童生徒と、通常の学級の児童生徒の交流及び共同学習は、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築することで、効果的な活動を設定することが可能となります。そして、障害のある児童生徒一人一人の実態に応じて様々な配慮を行い、組織的に計画的かつ継続的に実施することが大切です。

特別支援学級担当者が、交流及び共同学習を教育課程に位置づけて実施する際には、そのねらいを明確にして、年間指導計画を作成し、交流先の学級担任と情報交換や連携を深めるなど、計画的な実施が望まれます。管理職は、校内の支援体制の充実や、必要に応じて校外のリソースへのつなぎを助言することが求められます。

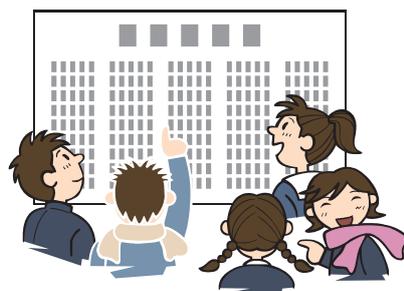


中学校における進路指導

平成 26 年 3 月の中学校特別支援学級の卒業生 17,342 名のうち、5,320 名が高等学校及び中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校へ進学しています(文部科学省、学校基本調査)。

高等学校を受験する場合には、主に中学校の国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の 5 教科または国語、数学、外国語の 3 教科について試験が実施されます。そこで、中学校の特別支援学級の教育課程を編成する際には、生徒の進路先も念頭に置く必要があります。また、特別の教育課程を組んでいる場合でも、授業を進める際には、各教科のねらいを踏まえた指導を行うことが大切です。

中学校においては、進路指導担当と特別支援学級の担任が連携し、本人や保護者の意向や障害の特性等を十分考慮して、学校全体で進路指導に当たる必要があります。進路先だけでなく、その先の将来の姿を見据えた適切な進路指導が重要です。



キャリア教育

特別支援学級におけるキャリア教育の実施に当たっては、社会や職業にかかわる様々な現場で体験的な学習活動の機会を設け、児童生徒に多様な気付きや発見を系統的に経験させることが重要です。

例えば、小学校低学年では、町探検と称し、地域の商店街に出向き、そこで働く人に話を聞いたり、質問をしたりします。このような活動から、地域で働く人々や職業に興味関心をもつとともに、見学時のマナーや言葉遣いなどへの気配りもできるようになります。子どもなりに働く人の生き方や仕事への理解ができるような学習を工夫することが重要です。また、学校より広い社会の中で、見知らぬ人とコミュニケーションを取る経験も大切です。このような商店街に出向いての学習は、キャリア教育の視点から見ると、人間関係形成能力や意思決定能力や将来設計能力をはぐくむことにつながっていると捉えられます。この活動から、自立に向けたより高次の課題に向かって系統的な指導を行っていくことで、社会人・職業人としての自立を促すことにつながります。

管理職は、児童生徒一人一人の発達の見点から、変化する社会と学校教育との関係性を特に意識しつつ、すべての教員が授業や日常生活の中で系統的な指導を行えるよう支援することが求められます。

教職員の専門性向上

小・中学校の特別支援学級を担当する教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きいことから、特別支援学級担当者の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることが重要です。それに対して、管理職は、特別支援学級担当者に対し、長期休業中に行われる研修への参加を促すことや、民間機関での研修に校長の権限と責任において職専免研修（教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修）として承認するといった働きかけができると考えられます。

また、インクルーシブ教育システム構築のため、さらに学校全体で特別支援学級を担当する教員を支えていくためには、すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。このような知識・技能については、教員養成段階で獲得することが適当ですが、現職教員については研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要があります。例えば、校内研修において、外部講師による研修や、障害のある児童生徒を担当したことのある教職経験豊かな教員を中心とした教員間の学び合いにより、専門的な知識・技能等を高めることができます。

特別支援学級では、公開授業を行い、校内全ての職員へ参観を促し、その後に実践の充実（課題の確認、新たな課題の発見）を図る研究会を行っていくことが重要です。特別支援学級の児童生徒は、それぞれ固有の発達の課題を有しており、多角的な実態把握や指導の評価の観点をもつ必要があります。このような観点を校内の職員が理解することは、校内における特別支援教育の浸透につながります。また、研究会終了後の報告会（反省会）に際しては、管理職も可能な限り同席し、教職員への情報の還元（共有）をするようにします。管理職は、このような学び合いにおいてリーダーシップを発揮することが求められます。

保護者に対する理解・啓発のための取組

小・中学校においてインクルーシブ教育システム構築を推進していくためには、保護者のインクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する理解・啓発のための取組が重要です。

例えば、保護者会やクラス懇談会などの機会を利用したり、学校の広報誌やお便り、ホームページ等を活用したりして、学校の特別支援教育の推進に関する情報を発信していくことが考えられます。また、授業参観日には、児童生徒の個々の教育的ニーズに合った授業の展開や、交流及び共同学習などで障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに学び支え合う姿を参観できるようにするなど、保護者の理解を促進する機会を設定することも大切です。



引用・参考文献

- 1) 国立特別支援教育総合研究所. 特別支援教育の基礎・基本―新訂版―. ジーアス教育新社. 2015.
- 2) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課. 教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～. 2013.
- 3) 柘植雅義. ポケット管理職講座特別支援教育. 教育開発研究所. 2014.
- 4) 中央教育審議会. 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申). 2011.
- 5) 中央教育審議会初等中等教育分科会. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告). 2012.

管理職にしかできないこと

学校行事での配慮—学校全体で取り組む特別支援教育の推進

各校で推進されている交流及び共同学習でも、学校行事において計画されることが少なくありません。学校行事は、学校全体で一つのことに向かって取り組むなど、学級や学年を超えた交流のよい機会です。先生方も、学級や学年を超えて連携・協力して取り組みます。その際、管理職が率先して、特別支援学級の児童生徒や職員の行事へのかかわり方について計画係の先生に声をかけたりするなど、配慮することで、学校全体が組織的に動く中で、特別支援学級の担任も動きやすくなります。

何よりも、「学校全体で取り組む」姿勢を培う機会となります。

特別支援学級の教室配置を工夫する

教室配置を考える際には、特別支援学級の教室や児童生徒が主に活動する教室を、多くの児童生徒や教職員が往来する場所にするなど配慮し、特別支援学級の活動がみんなに理解されやすい環境にすることが大切です。こうした環境において、特別支援学級の児童生徒が先生や友だちと関わる機会が増え、教職員同士の交流の機会も得やすくなります。一方で、室外の騒音や人の往来が多すぎることが刺激になってしまうなど、障害特性に配慮した教室環境の整備も行う必要があります。

特別支援学級の授業に参加／参観してみる

障害のある児童生徒の指導に当たっては、特に教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、児童生徒に大きく影響するものです。そこで、学校や学級内における温かい人間関係の形成に努めることが大切になります。そこで、管理職が特別支援学級の児童生徒や学級の様子を参観して直接感じたことを校内に積極的に情報発信していくことで、教職員の特別支援学級への理解を深めることができます。「管理職が関心／感心をもっていること」が、校内で共有できる財産となり、よりよい校内支援体制につながります。

また、特別支援学級の担任も、「校長先生が気にかけてくれている」と思えることが、校内での大きな心の支えとなります。

教育委員会の指導主事は、ここが気になる

指導行政の立場にある、教育委員会の指導主事は、適切な教育活動が行われるよう、学校現場を様々な角度から検討し、改善につなげようと取り組んでいます。

その一つに、各校から届けられた教育課程の確認や、学校訪問があります。

その際、特別支援学級の教育課程については、以下の点について現状把握をすることで、課題を整理し、改善を図ります。

○設置学級ごとの教育課程が用意されているか

2学級以上設置されている場合、対象とする障害が異なる場合は、それぞれの障害特性に応じた教育課程が編成される必要があります。

○障害の特性を考慮した教育課程が用意されているか

特別支援学級で学ぶ、という利点を最大限に生かすためには、障害の特性を考慮した教育課程の編成が大切です。各教科等を合わせて指導を行う場合や、自立活動の時間の指導が設定されている場合など、適切に内容が選定され、編成される必要があります。

○時数—適切な年間授業時数が保障されているか

小・中学校の学習指導要領を原則とするのですから、その標準が保障されている必要があります。

○特別の教育課程が組まれている場合、適切か

○交流及び共同学習が効果的に、組織的に計画されているか。目的が明確であるか

○個別の指導計画をもとに、児童生徒の実態に即した教育課程となっているか

○系統的な内容となっているか（前年度の評価・見直しが行われているか）

○説明責任（アカウンタビリティ）がとれるか

「昨年度もやっていたから」「毎年やっているの」ではなく、児童生徒の障害等の実態を把握した上で教育課程を編成することが重要です。「なぜ、この内容・活動をするのか」を、保護者に説明できることが求められます。

これらの点において、適切な教育課程の編成がなされているかどうかを判断したり、指導主事等に説明したりするためには、対象の児童生徒の実態や教育的ニーズ、特別支援学級担当者のこれまでの経験等について、管理職も把握しておく必要があります。

参考になる 資料・サイト

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

<http://www.nise.go.jp/cms/1.html>



- 文部科学省

<http://www.mext.go.jp/>

【学習指導要領に関すること】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

【特別支援教育に関すること】

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_m.htm

- 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

- 総務省

<http://www.soumu.go.jp/>

- 内閣府、障害を理由とする差別の解消の推進に何する法律に関すること

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

- 全国特別支援学校長会

<http://www.zentoku.jp/>

- 全国特別支援学級設置学校長協会

<http://zent2014.xsrv.jp/>

研究体制

- 長沼俊夫（教育支援部総括研究員）研究代表
○日下奈緒美（教育研修・事業部総括研究員）研究副代表
○小林倫代（教育研修・事業部上席総括研究員）研究副代表
金子健（企画部総括研究員）
○神山努（教育情報部研究員）
○原田公人（企画部上席総括研究員）
○半田健（企画部研究員）
明官茂（教育支援部上席総括研究員）
柳澤亜希子（企画部主任研究員）
若林上総（企画部主任研究員）
※渥美義賢（教育情報部上席総括研究員、平成 26 年度）
※尾崎祐三（教育支援部上席総括研究員、平成 26 年度）
○は本誌作成担当
※は平成 26 年度

本ガイドブックは、専門研究A「今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する実際研究（平成 26 年度～平成 27 年度）」の一環として、特別支援学級における教育課程に関する研究グループが作成したものです。

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

小学校・中学校 管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック — 試案 —

平成 28 年 3 月 初版発行

著作権所有 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発行者 神奈川県横須賀市野比 5 - 1 - 1

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

